

新潟市農林水産部に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める農林水産部に置く室及び係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第5条に規定する農林水産部に置く室及び係の分掌事務は、表のとおりとする。

課	室・係	分掌事務
農林政策課	生産政策係	農畜産業に関する事項
		環境保全型農業及び生産環境に関する事項
	森林政策係	里山及び森林の調査及び計画の総括に関する事項
		森林法（昭和26年法律第249号）の規定による届出等の総括に関する事項
		林道、林地施設及び保安林の維持管理及び活用の総括に関する事項
		林業行政及び林業振興に関する事項
		森林環境譲与税に関する事項
	担い手育成室	農業振興地域制度に関する事項
		農業経営基盤の強化に関する事項
		農事組合法人に関する事項
		農業金融に関する事項
食と花の推進課	販売促進室	農畜水産物の情報発信に関する事項
		農畜産物の販路拡大に関する事項
		食と花の世界フォーラムに関する事項

第3条 規則第14条に規定する農林水産部の管理の下に設置する機関に置く係の分掌事務は、次の表のとおりとする。

機関	係	分掌事務
中央卸売市場	管理係	使用料、手数料及び保証金に関する事項
		市場内の秩序維持に関する事項
		市場施設の使用指定及び許可に関する事項
		市場の整備及び市場施設の維持管理に関する事項
		市場内の清掃及び衛生に関する事項
		市場関係団体に関する事項
		中央卸売市場の庶務に関する事項
	指導係	市場における売買取引の指導、監督、許可等に関する事項
		卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の許可並びに売買参加者の承認に関する事項
		卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の経営指導に関する事項
		市場取扱品目の流通事情の調査及び情報に関する事項

		市場の取扱品目に係る統計に関する事項
		その他市場業務の運営に関する事項

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。